

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等	
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,788人 (常勤481人 非常勤1,307人) (相談件数) 677,337件	
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 27,144件	
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 37,937件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、こどものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 6,218件	
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 4,724件	
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 393回	
	短期施設利用相談支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	(利用件数) 43件	
	こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 278,947人	
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 215か所 定員: 4,441世帯 現員: 3,135世帯	
ひとり親家庭住宅支援資金貸付		母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	(貸付件数) 703件	

(注) 母子・父子自立支援員、母子生活支援施設: 令和3年度末現在

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
<p><u>1 ハローワークによる支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など 	<p>子育て中の女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。</p>
<p><u>2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度自治体実施率：89.1%（115／129） ・相談件数：92,765件 ・就職実人数：3,181人 	<p>母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。</p>
<p><u>3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度自治体実施率：67.5%（614／909） ・プログラム策定数：5,339件 	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。</p>
<p><u>4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度自治体実施率：93.4%（849／909） ・支給件数：2,248件 ・就職件数：1,657件 	<p>地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限年額20万円（修学年数×40万円、最大160万円））を支給する。</p>
<p><u>5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度自治体実施率：95.0%（864／909） ・総支給件数：7,774件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,757人 （看護師 1,133人、准看護師 854人、保育士 171人、美容師 129人等） ・就職者数：2,092人 （看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人等） 	<p>看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。</p>
<p><u>6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正））</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付件数 入学準備金：1,193件 就職準備金：915件 	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。</p>
<p><u>7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度自治体実施率：39.3%（363／909） ・事前相談：187件 支給件数：115件 	<p>ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。</p>

（※）129自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、909自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

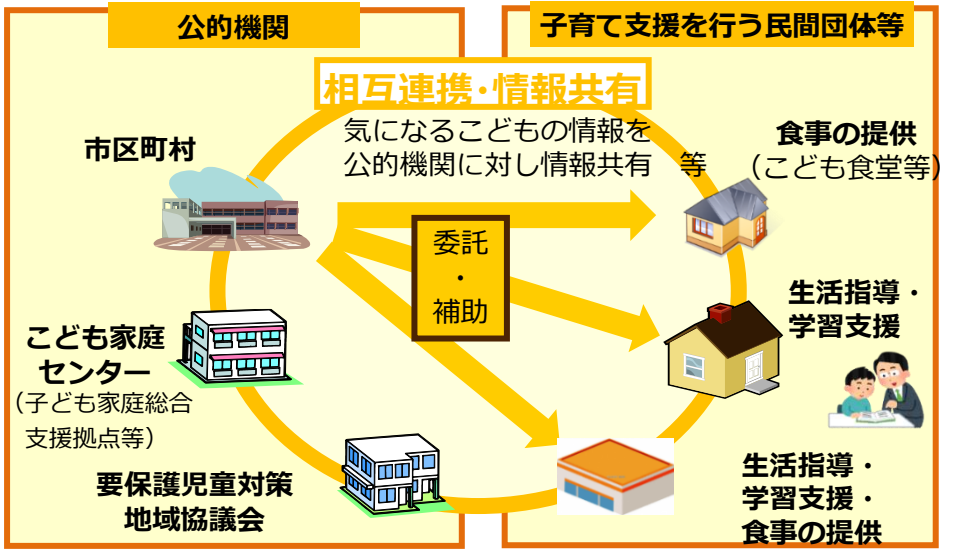
- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。
- ※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援			○食事の提供		
(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円	1事業所当たり	3,500千円	
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）	○連携体制整備		
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）	1実施主体当たり	453千円	
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円			
		② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円			

地域子供の未来応援交付金

本交付金は、多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援するものであり、いずれも経済対策等に基づき緊急的・臨時的に実施する事業。今回、新たな事業を設け、あわせて、子ども家庭庁設立を踏まえ、令和4年度まで実施してきた事業の一部を、令和5年度から整理統合。

※(3)食の提供重点支援事業の新設は、令和5年2月9日施行。その他現行事業の整理統合、つながりの場づくり緊急支援事業等の補助率改正は、令和5年4月1日施行。

子ども家庭庁

地方自治体

(1)つながりの場づくり 緊急支援事業

補助率: **2/3**

(現行 3/4、令和5年度から変更)

補助基準額: 都道府県300万円
市区町村150万円

こどもの居場所づくりを、

①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して実施し、子どもを行政等の必要な支援につなげる事業※

- ※ ア こどもの居場所の提供を行う事業 (生理用品の提供を含む)
イ 学習教室など子どもに学習機会を提供する事業
ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
エ その他上記に類する事業

(2)新たな連携によるつながりの 場づくり緊急支援事業

補助率: **3/4**

(現行 10/10、令和5年度から変更)

補助基準額: 都道府県300万円
市区町村150万円

(1)の事業うち、新規性が認められる事業(委託事業に限る)※

- ※ ア 新たな居場所を新設する事業
イ 新たな取組を実施する事業 (子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習教室を開始等)

(3) 食の提供重点支援事業 (令和4年度補正予算で新設)

補助率: 9/10

本交付金の活用実績があるNPO等を支援する場合の補助率

- ①「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」の活用実績有り → 3/4
②「つながりの場づくり緊急支援事業」の活用実績有り → 2/3
③「食の提供重点支援事業」の活用実績有り → 3/4

補助基準額: 都道府県、市区町村 350万円

(1)の事業のうち、食の提供を伴う取組に限る事業。
新規性が認められる事業は高い補助率を適用(委託又は補助)※

- ※ ア 本交付金事業の活用実績がない子ども食堂、フードパントリー、フードバンクなど、新たなNPO等を中心に支援
イ 食の提供とともに日用品を提供する場合も可

現行事業の整理統合について

実態調査・計画策定

子ども家庭庁で新設される「自治体子ども計画策定支援事業」に統合

子供等支援事業

厚生労働省で実施の「こどもの生活・学習支援事業」に統合

※いずれも令和5年4月1日から子ども家庭庁において一体的に実施予定

<備考>

- 現行事業の整理統合に伴い、本交付金について、令和5年度当初予算の措置無し。
- 令和5年度に限り、令和4年度補正予算(明許繰越)を財源として、本交付金事業を実施。
- 「こどもの生活・学習支援事業」へのスムーズな移行を進めるため、新たに市区町村(子ども家庭センターや要対協)と連携した食事支援の場合に限り、「こどもの生活・学習支援事業」においては、特例的に、通常より高い国庫補助率を設定。